

## 名古屋城天守閣整備検討会議（第1回）

日 時：平成27年11月9日  
※幹部会終了後  
場 所：本庁舎2階 特別会議室

### < 議 題 >

- 1 名古屋城天守閣整備に関する検討体制及び検討内容について
- 2 その他

名古屋城天守閣整備庁内検討体制（案）

**名古屋城天守閣整備検討会議**

**<構成>**  
市長（会長）、  
新開副市長（副会長）、岩城副市長、田宮副市長  
市長室長、総務局長、財政局長、市民経済局長、  
環境局長、住宅都市局長、緑政土木局長、  
中村区長、中区長、教育長、消防長、交通局長

**<検討事項>**

- ・各局室区の役割分担及び検討の進め方
- ・広報・広聴、市民の機運醸成に関すること
- ・名古屋城天守閣の整備に関すること
- ・名古屋城来訪者へのおもてなしに関すること
- ・その他必要と認めること



**部 会**

**<構成員>**  
関係局室区の課長級等

**<検討事項>**

- ・検討会議における指示事項
- ・名古屋城天守閣の整備に関する課題抽出
- ・各WGが所管する事項の報告、情報共有
- ・その他必要と認めること

**W G**

検討すべき事項、時期等に遺漏なく、部会、検討会議への報告及び情報共有を確実に行的ていくため、検討すべき各課題に関連する所管課によるWGを部会に設置する。

## 名古屋城天守閣整備検討会議部会(案)

部会	検討事項
広報・広聴、機運醸成部会	各部会の総括に関する事
	タウンミーティングに関する事
	地域への説明に関する事
	市民への広報に関する事
	広聴及びアンケートの実施に関する事
天守閣整備部会	天守閣の整備(文化庁との調整含む。)に関する事
	契約に関する事
	財源に関する事
	文化庁・国土交通省等との調整・情報収集など東京における活動に関する事
おもてなし部会	国内外へのプロモーションに関する事
	名古屋城へのアクセスに関する事
	名古屋城と他の施設等との連携に関する事

## 名古屋城天守閣整備検討会議設置要綱（案）

## （趣旨）

第 1 条 名古屋城天守閣の整備及びこれに関する広報・広聴、市民の機運醸成、名古屋城来訪者へのおもてなし等について、その諸課題や内容等を検討するため、『名古屋城天守閣整備検討会議』（以下「検討会議」という。）を設置する。

## （構成）

第 2 条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は市長、副会長は市民経済局を所管する副市長とし、委員は別表第 1 に掲げる職にある者で構成する。

## （職務）

第 3 条 会長は検討会議の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （所掌事務）

第 4 条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局室区の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 広報・広聴及び市民の機運醸成に関すること。
- (3) 名古屋城天守閣の整備に関すること。
- (4) 名古屋城来訪者へのおもてなしに関すること。
- (5) 第 6 条に規定する部会への検討指示に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

## （委員による会議の開催）

第 5 条 会長は、必要に応じて委員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （部会）

第 6 条 検討会議の所掌事務について、調査、調整及び検討を行うため、検討会議に別表第 2 左欄に定める部会を設置する。

2 部会に部会長及び部会員を置く。

3 部会長及び部会員は、別表第 2 左欄の部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者で構成する。

- 4 部会長は、必要に応じて部会員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集することができる。
- 5 会議の議事の進行は、部会長が行う。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、部会員の内から当該会議に必要と認める部会員のみにより開催することができる。

（ワーキンググループ）

- 第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員の中から指名してワーキンググループを設置し、特定の事項について検討等をさせることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、部会長は、必要に応じて部会員以外の者にワーキンググループへの参加を求めることができる。
  - 3 ワーキンググループの責任者は、部会長が指名する。
  - 4 ワーキンググループは、部会長が指定した事項にかかる検討の結果を部会長に報告する。

（検討会議の庶務）

第8条 検討会議の庶務は、市民経済局企画経理課において処理する。

（部会の庶務）

第9条 部会の庶務は、別表第3左欄の部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる所属において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

別表第 1

委 員
副市長（市民経済局を所管する者を除く）
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
環境局長
住宅都市局長
緑政土木局長
中村区長
中区長
教育長
消防長
交通局長

別表第 2

部 会	部会長及び部会員
広報・広聴、機運醸成部会	<p>&lt;部会長&gt;</p> <p>市民経済局副局長</p> <p>&lt;部会員&gt;</p> <p>市長室広報課長</p> <p>総務局総合調整部総合調整室長</p> <p>総務局総合調整部主幹（名古屋の魅力づくり）</p> <p>市民経済局総務課長</p> <p>市民経済局主幹（企画・外郭団体）</p> <p>市民経済局地域振興部区政課長</p> <p>市民経済局地域振興部地域振興課長</p> <p>市民経済局市民生活部広聴課長</p> <p>市民経済局名古屋城総合事務所管理課長</p> <p>中村区総務課長</p> <p>中区総務課長</p> <p>名東区区民生活部まちづくり推進室長</p> <p>天白区区民生活部まちづくり推進室長</p>

<p>天守閣整備部会</p>	<p>&lt;部会長&gt; 市民経済局名古屋城総合事務所長</p> <p>&lt;部会員&gt; 総務局東京事務所長 財政局財政部資金課長 財政局財政部主幹（財源対策） 財政局契約部主幹（契約事務の総合調整） 市民経済局企画経理課長 市民経済局主幹（企画・外郭団体） 市民経済局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整） 環境局事業部廃棄物指導課長 住宅都市局営繕部企画保全課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長 消防局予防部指導課長</p>
<p>おもてなし部会</p>	<p>&lt;部会長&gt; 市民経済局文化観光部長</p> <p>&lt;部会員&gt; 市長室広報課長 市長室国際交流課長 総務局総合調整部主幹（名古屋の魅力づくり） 市民経済局主幹（企画・外郭団体） 市民経済局文化観光部観光推進室長 市民経済局名古屋城総合事務所管理課長 住宅都市局主幹（企画・外郭団体） 住宅都市局営繕部企画保全課長 緑政土木局主幹（企画） 緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備） 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長 交通局企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）</p>

別表第3

<p>広報・広聴、機運醸成部会</p>	<p>市民経済局企画経理課</p>
<p>天守閣整備部会</p>	<p>市民経済局名古屋城総合事務所整備室</p>
<p>おもてなし部会</p>	<p>市民経済局文化観光部観光推進室</p>

## 名古屋城天守閣の概要

## 1 天守閣のあゆみ

時 期		内 容
慶長 15 年	1610 年	徳川家康の命により築城に着手
慶長 17 年	1612 年	天守閣が竣工
宝暦 2 年	1752 年	宝暦の大改修（宝暦 5 年に終了）
昭和 5 年	1930 年	名古屋城、宮内省から名古屋市に下賜 天守閣はじめ城内の建物 24 棟が城郭として国宝第 1 号に指定（旧国宝）
昭和 7 年	1932 年	名古屋城の実測調査を開始（昭和 27 年に実測図完成）
昭和 20 年	1945 年	第二次大戦中の空襲により焼失
昭和 34 年	1959 年	天守閣再建

## 2 天守閣の課題等

- ・再建から 56 年が経ち、老朽化が進行（コンクリートの劣化、設備の老朽化、石垣の変形、石材の劣化）
- ・耐震性能が現行基準に不適合（耐震改修した場合でも概ね 40 年の寿命）

## 3 整備に関する文化庁の見解


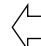

- ・天守の再建については、整備主体である地元の自治体がどのような内容の整備を行うか考えることが第一
- ・その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等は同時代のものを踏襲する必要があるが、それ以外の可能性を排除するものではない
- ・名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる復元検討委員会において木造によるできうる限り史実に忠実な復元をすべきとの意見が出される可能性が極めて高いと考えられる

## 4 今後の進め方

- ・名古屋城の整備にあたっては、市民機運の醸成は大変重要であると考えており、今後、天守閣の現状や課題、整備手法、これまでの市民意見等をお示ししながら、タウンミーティングの開催等きめ細かく様々な機会を捉えて丁寧に説明し、ご意見をお伺いしたいと考えている。
- ・市民の皆様には正しい情報をお知らせして、ご理解いただきながら進めていく。



## 名古屋城天守閣整備にかかる想定スケジュール

区 分	内 容
平成 27 年 11 月	技術提案の募集  学識経験者の意見聴取
平成 27 年 12 月 ～平成 28 年 3 月	タウンミーティング等
平成 28 年 3 月	技術提案の審査・評価 優秀提案の選定 (工期・工程・概算事業費等)  学識経験者の意見聴取
平成 28 年 4 月 ～平成 32 年 7 月	<p>議会への報告</p> <p>市民アンケート</p> <p>議案の提出 (設計費予算)</p> <p>基本協定締結・設計業務委託契約</p> <p>設計の実施</p> <p>価格等の交渉  学識経験者の意見聴取</p> <p>議案の提出 (工事費予算)</p> <p>議案の提出 (工事契約)</p> <p>工事請負の契約</p> <p>工事着手</p> <p>天守閣竣工</p>

注 石垣工事は継続して実施